

名古屋市公報	令和 4年 3月24日 第145号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局行政部法制課長 発行人	

目次	ページ
条 例	
○ 名古屋市特定都市河川浸水被害対策法施行条例の一部を改正する条例 (緑土・総務課) (第1号)	5
規 則	
○ 名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島条例施行細則を廃止する規則 (健福・総務課) (第15号)	6
○ 名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (子青・総務課) (第16号)	7
○ 名古屋市消防団員服制規則の一部を改正する規則 (消防・総務課) (第17号)	8
告 示	
○ 指定納付受託者の指定 (交通・営業課) (第98号)	9
○ 名古屋市茶屋新田土地区画整理組合の理事の失職の届出 (住都・市街地整備課) (第99号)	10
○ 名古屋都市計画都市再生特別地区の変更 (住都・都市計画課) (第100号)	11
○ 名古屋都市計画道路の変更 (住都・街路計画課) (第101号)	12
○ 名古屋都市計画下水道の変更 (住都・都市計画課) (第102号)	13
○ 名古屋都市計画地区計画の決定 (住都・都市計画課) (第103号)	14
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (健福・保護課) (第104号)	15
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更 (健福・保護課) (第105号)	17
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止 (健福・保護課) (第106号)	23
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (健福・保護課) (第107号)	25
○ 生活保護法による介護機関の指定 (健福・保護課) (第108号)	26
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更 (健福・保護課) (第109号)	27

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第110号)	33
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第111号)	35
○ 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	(財政・固定資産税課)	(第112号)	37
○ 建築協定書の縦覧	(住都・建築指導課)	(第113号)	38
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課)	(第114号)	40
○ 久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）公募設置等計画の変更の認定	(住都・都心まちづくり課)	(第115号)	42
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	(財政・税制課)	(第116号)	44
○ 名古屋市青少年交流プラザ（分館を除く。）の臨時開館について	(子青・青少年家庭課)	(第117号)	45
○ 名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の理事の退任の届出	(住都・市街地整備課)	(第118号)	46
○ 有料公園施設等の供用時間の変更について	(緑土・東山総合公園管理課)	(第119号)	47
○ 有料公園施設等の供用時間の変更について	(緑土・東山総合公園管理課)	(第120号)	49
○ 有料公園施設等の供用月日の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第121号)	51
○ 有料公園施設等の供用月日の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第122号)	52

教 育 委 員 会 告 示

○ 教育委員会定例会の開催について	(第4号)	53
-------------------	-------	----

公 告

○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	54
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告	(上下水・営業課)	55
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	(上下水・営業課)	56
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告	(上下水・営業課)	57
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)	58

雑 報

○ 職員の懲戒処分	(教育・教職員課)	59
-----------	-----------	----

条 例 の あ ら ま し

- 名古屋市特定都市河川浸水被害対策法施行条例の一部を改正する条例（第1号）
 - 1 改正内容
特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）等の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第3条から第6条関係）
 - 2 施行期日
公布の日から施行します。
-

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島条例施行細則を廃止する規則（第15号）
 - 1 廃止内容
名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島条例施行細則（昭和56年名古屋市規則第69号）を廃止します。
 - 2 施行期日
令和4年4月1日から施行します。
- 名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第16号）
 - 1 内容
名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例（令和3年名古屋市条例第18号）の施行期日を令和4年4月1日と定めるものです。
- 名古屋市消防団員服制規則の一部を改正する規則（第17号）
 - 1 改正内容
消防団員の被服として、ポロシャツを導入することに伴い、規定の整備を行います。（第2条関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

名古屋市特定都市河川浸水被害対策法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 17 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 1 号

名古屋市特定都市河川浸水被害対策法施行条例の一部を改正する
条例

名古屋市特定都市河川浸水被害対策法施行条例（平成17年名古屋市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第17条第 3 項」を「第38条第 3 項」に改める。

第 4 条中「第24条第 1 項」を「第45条第 1 項」に改める。

第 5 条中「第 5 条ただし書」を「第 6 条ただし書」に改める。

第 6 条中「第 8 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島条例施行細則を廃止する規則をここに公布する。

令和 4年 3月16日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第15号

名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島条例施行細則を廃止する規則

名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島条例施行細則（昭和56年名古屋市規則第69号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 4年 4月 1日から施行する。

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 4年 3月18日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第16号

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例（令和 3年名古屋市条例第18号）の施行期日は、令和 4年 4月 1日とする。

名古屋市消防団員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4年 3月18日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第17号

名古屋市消防団員服制規則の一部を改正する規則

名古屋市消防団員服制規則（平成10年名古屋市規則第 100号）の一部を次のように改正する。

第 2条中第19号を第20号とし、第14号から第18号までを 1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の 1号を加える。

(14) ポロシャツ

附 則

この規則は、令和 4年 4月 1日から施行する。

名古屋市告示第98号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2の 3第 1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定しました。

令和 4年 3月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) トヨタファイナンス株式会社

名古屋市西区牛島町 6番 1号

(2) 株式会社名古屋カード

名古屋市中区上前津二丁目 4番 5号

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入

平成23年名古屋市交通局告示第20号（料金等徴収事務の委託について）に規定する交通局関連商品の販売代金

3 指定をした日

令和 4年 3月 1日

4 指定の期間

令和 4年 3月 1日から令和 5年10月31日まで

名古屋市交通局営業本部営業統括部営業課

名古屋市告示第99号

名古屋市茶屋新田土地区画整理組合の理事の失職の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第29条第 1項の規定により、名古屋市茶屋新田土地区画整理組合から次の理事の失職の届出がありました。

令和 4年 3月14日

名古屋市長 河 村 たかし

氏 名	住 所
布 目 明	名古屋市港区東茶屋一丁目 507番地

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 100号

名古屋都市計画都市再生特別地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画都市再生特別地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 4年 3月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画都市再生特別地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市中区栄三丁目及び錦三丁目の各一部

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 101号

名古屋都市計画道路の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画道路を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 4年 3月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

名称	起点	終点	主な経過地
8・6・12号 広小路線 地下道 1号線	名古屋市中区 栄三丁目	名古屋市中区 栄三丁目	名古屋市中区 栄三丁目

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 102号

名古屋都市計画下水道の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画下水道を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 4年 3月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類

名古屋都市計画下水道

2 都市計画を変更する土地の区域

都市計画名古屋公共下水道

その他の施設（ポンプ施設）

名 称	位 置
当知ポンプ場	名古屋市港区当知四丁目地内

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 103号

名古屋都市計画地区計画の決定

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画地区計画を次のとおり決定しました。

なお、関係図書は、同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 4年 3月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 大喜新町地区計画

2 都市計画を決定する土地の区域

名古屋市瑞穂区大喜新町、春敲町及び宝田町の各一部

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 104号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 4年 3月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月 日
有限会社ほほえみグループホ ーム日陽 名古屋市港区福前一丁目 305 番地	有限会社ほほえみグループホ ーム日陽 名古屋市港区六軒屋1022番地	令和 4年 1月 1日

2 看護小規模多機能型居宅介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月 日
株式会社ぬくもあ 名古屋市東区大幸四丁目15番	ナースケアホーム覚王山 名古屋市千種区川崎町 1丁目	令和 3年 12月 22日

18号	48番地	
-----	------	--

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 105号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 4年 3月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称		有限会社優ケア
介護事業者の所在地		名古屋市東区相生町93番地
介護事業所の名称		もあはーと訪問ライフケア
介護事業所の所在地	旧	名古屋市東区主税町 4丁目73番地
	新	名古屋市東区相生町93番地
変更年月日		令和 3年 8月 1日

介護事業者の名称		株式会社エナジー
介護事業者の所在地		名古屋市西区幅下一丁目10番27号
介護事業所の名称		あおば
介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区秩父通 1丁目44番地

地	新	名古屋市西区名西二丁目14番 3号
変 更 年 月 日	令和 3年10月 1日	

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社エナジー	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市西区幅下一丁目10番27号	
介 護 事 業 所 の 名 称	訪問介護レガロ	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市西区名西二丁目14番 3号
	新	名古屋市西区新道一丁目 5番 5号
変 更 年 月 日	令和 3年10月 1日	

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社フォース	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市中区錦二丁目 8番23号	
介 護 事 業 所 の 名 称	プレシア介護センター天白	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市天白区池場三丁目 117番地
	新	名古屋市天白区池見二丁目66番地
変 更 年 月 日	令和 3年11月15日	

2 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社ニチイ学館	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	東京都千代田区神田駿河台二丁目 9番地	
介 護 事 業 所 の 名 称	旧	ニチイケアセンター名東
	新	ニチイケアセンター桃山
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市名東区亀の井三丁目 174番地
	新	名古屋市緑区桃山三丁目 510番地
変 更 年 月 日	令和 3年12月 1日	

3 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 事 業 者 の 名 称	医療法人珪山会
-----------------	---------

介護事業者の所在地		名古屋市中村区太閤通 4丁目 1番地
介護事業所の名称		珪山会大門訪問看護ステーション
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区大門町30番地
	新	名古屋市中村区賑町26番地
変更年月日		令和 3年11月21日

介護事業者の名称	旧	株式会社HMA
	新	スギナーシングケア株式会社
介護事業者の所在地		東京都千代田区鍛冶町二丁目 6番 1号
介護事業所の名称		スギ訪問看護ステーション野立橋
介護事業所の所在地		名古屋市中川区清川町 4丁目 1番地の18
変更年月日		令和 3年12月 1日

介護事業者の名称		株式会社栖のき
介護事業者の所在地		名古屋市中村区萩原町 2丁目43番地の 1
介護事業所の名称		訪問看護ステーションゆめの葉・翠
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区鶴が沢一丁目1707番地
	新	名古屋市中村区鶴が沢一丁目 702番地
変更年月日		令和 3年12月16日

介護事業者の名称		株式会社フォース
介護事業者の所在地		名古屋市中区錦二丁目 8番23号
介護事業所の名称		プレシア訪問看護ステーション天白
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区池場三丁目 117番地
	新	名古屋市中村区池見二丁目66番地
変更年月日		令和 3年11月15日

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称		やまもとクリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区如意三丁目 108番地の 1
	新	名古屋市北区如意四丁目 102番地
変更年月日		令和 4年 1月 1日

介護事業所の名称	旧	くすりのうち中川薬局
	新	おだいに薬局中川店
介護事業所の所在地		名古屋市中川区中野本町 2丁目45番地
変更年月日		令和 4年 1月 1日

5 居宅療養管理指導

介護事業所の名称		キク薬局
介護事業所の所在地	旧	名古屋市東区筒井三丁目1502番
	新	名古屋市東区豊前町 3丁目47番地
変更年月日		令和 4年 2月21日

6 居宅介護支援事業

介護事業者の名称		合同会社縁
介護事業者の所在地		愛知県西春日井郡豊山町大字青山1682番地 1
介護事業所の名称		アイキャンケア
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区杉村一丁目26番 8号
	新	名古屋市北区垣戸町 2丁目16番地
変更年月日		令和 3年11月 9日

介護事業者の名称		グッドケア株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市西区上名古屋二丁目15番22号
介護事業所の名称		ケアプランセンター城北
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区安井一丁目33番13号

地	新	名古屋市西区上名古屋二丁目15番22号
変 更 年 月 日	令和 4年 1月 1日	

介 護 事 業 者 の 名 称	医療法人古山医院	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	中村区黄金通 1丁目10番地	
介 護 事 業 所 の 名 称	介護支援センターさつき	
介護事業所の所在	旧	名古屋市中村区上米野町 1丁目27番地の 2
地	新	名古屋市中村区太閤通 4丁目65番地
変 更 年 月 日	令和 3年 8月30日	

7 予防専門型訪問サービス

介 護 事 業 者 の 名 称	有限会社優ケア	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市東区相生町93番地	
介 護 事 業 所 の 名 称	もあはーと訪問ライフケア	
介護事業所の所在	旧	名古屋市東区主税町 4丁目73番地
地	新	名古屋市東区相生町93番地
変 更 年 月 日	令和 3年 8月 1日	

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社エナジィー	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市西区幅下一丁目10番27号	
介 護 事 業 所 の 名 称	あおば	
介護事業所の所在	旧	名古屋市西区秩父通 1丁目44番地
地	新	名古屋市西区名西二丁目14番 3号
変 更 年 月 日	令和 3年10月 1日	

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社エナジィー	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市西区幅下一丁目10番27号	
介 護 事 業 所 の 名 称	訪問介護レガロ	

介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区名西二丁目14番 3号
	新	名古屋市西区新道一丁目 5番 5号
変 更 年 月 日		令和 3年10月 1日

介護事業者の名称		株式会社フォース
介護事業者の所在地		名古屋市中区錦二丁目 8番23号
介護事業所の名称		プレシア介護センター天白
介護事業所の所在地	旧	名古屋市天白区池場三丁目 117番地
	新	名古屋市天白区池見二丁目66番地
変 更 年 月 日		令和 3年11月15日

8 生活支援型訪問サービス

介護事業者の名称		有限会社優ケア
介護事業者の所在地		名古屋市東区相生町93番地
介護事業所の名称		もあはーと訪問ライフケア
介護事業所の所在地	旧	名古屋市東区主税町 4丁目73番地
	新	名古屋市東区相生町93番地
変 更 年 月 日		令和 3年 8月 1日

介護事業者の名称		株式会社フォース
介護事業者の所在地		名古屋市中区錦二丁目 8番23号
介護事業所の名称		プレシア介護センター天白
介護事業所の所在地	旧	名古屋市天白区池場三丁目 117番地
	新	名古屋市天白区池見二丁目66番地
変 更 年 月 日		令和 3年11月15日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 106号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 3月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
山崎歯科医院	名古屋市中村区大正町 2丁目36番地の 5	令和 3年 9月21日
佐藤医院	名古屋市守山区守山三丁目 2番30号	令和 3年 12月31日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
山崎歯科医院	名古屋市中村区大正町 2丁目36番地	令和 3年

	の 5	9月21日
佐藤医院	名古屋市守山区守山三丁目 2番30号	令和 3年 12月31日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
こぐま調剤薬局	名古屋市北区柳原四丁目 7番 7号	令和 3年 12月31日
はちみつ薬局	名古屋市北区辻町 3丁目60番地の 1	令和 3年 12月31日
はるか薬局栄生	名古屋市西区栄生二丁目 5番11号	令和 4年 1月 1日
山崎歯科医院	名古屋市中村区大正町 2丁目36番地 の 5	令和 3年 9月21日
佐藤医院	名古屋市守山区守山三丁目 2番30号	令和 3年 12月31日

4 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
オレンジ薬局	名古屋市北区清水三丁目13番 4号	令和 3年 12月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 107号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 4年 3月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
フロンティア薬局桜台店	名古屋市南区桜台一丁目27番12号	令和 4年 1月 20 日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 108号

生活保護法による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、同法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 4年 3月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人高坂福祉会 名古屋市天白区高坂町 197 番地 の 1	訪問介護ことぶき平針 名古屋市天白区平針三丁目 1503 番地	平成23年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 109号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 4年 3月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称		株式会社メグラス
介護事業者の所在地		名古屋市東区葵三丁目14番 3号
介護事業所の名称	旧	あんしん介護ステーションうちやま
	新	めぐらす訪問介護内山
介護事業所の所在地		名古屋市千種区内山二丁目16番 3号
変更年月日		令和 4年 2月 1日

介護事業者の名称		株式会社メグラス
介護事業者の所在地		名古屋市東区葵三丁目14番 3号
介護事業所の名称	旧	あんしん介護ステーションあおい
	新	めぐらす訪問介護葵

介護事業所の所在地	名古屋市東区葵三丁目14番 3号
変 更 年 月 日	令和 4年 2月 1日

介護事業者の名称	株式会社親孝行
介護事業者の所在地	名古屋市中川区柳森町2511番地
介護事業所の名称	株式会社親孝行訪問介護事業部
介護事業所の所在地	旧 名古屋市中川区上脇町 2丁目 116番地
地	新 名古屋市中川区大塩町 1丁目 4番地
変 更 年 月 日	令和 4年 2月 1日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称	株式会社はるかぜ
介護事業者の所在地	名古屋市守山区苗代一丁目12番18号
介護事業所の名称	れんげ訪問看護ステーション
介護事業所の所在地	旧 名古屋市守山区苗代二丁目11番 7号
地	新 名古屋市守山区苗代二丁目 5番16号
変 更 年 月 日	令和 4年 2月 1日

3 訪問看護

介護事業者の名称	株式会社メグラス
介護事業者の所在地	名古屋市東区葵三丁目14番 3号
介護事業所の名称	旧 あんしん看護ステーションうちやま
	新 めぐらす訪問看護内山
介護事業所の所在地	名古屋市千種区内山二丁目16番 3号
変 更 年 月 日	令和 4年 2月 1日

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	ハーブ調剤薬局
----------	---------

介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区猪子石原三丁目 905番地
	新	名古屋市名東区猪子石原三丁目 808番地
変 更 年 月 日		令和 4年 2月20日

5 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介護事業者の名称		株式会社親孝行
介護事業者の所在地		名古屋市中川区柳森町2511番地
介護事業所の名称		株式会社親孝行福祉用具事業部
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区上脇町 2丁目 116番地
	新	名古屋市中川区大塩町 1丁目 4番地
変 更 年 月 日		令和 4年 2月 1日

6 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

介護事業者の名称		株式会社メグラス
介護事業者の所在地		名古屋市東区葵三丁目14番 3号
介護事業所の名称	旧	あんしんせいかつ香流
	新	グループホームめぐらす香流
介護事業所の所在地		名古屋市千種区香流橋一丁目 2番 1号
変 更 年 月 日		令和 4年 2月 1日

7 居宅介護支援事業

介護事業者の名称		株式会社翠芳
介護事業者の所在地		名古屋市北区丸新町 431番地
介護事業所の名称		ケアプランセンター翡翠
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区駒止町 2丁目 101番地の 1
	新	名古屋市北区丸新町 431番地
変 更 年 月 日		令和 3年11月 1日

介護事業者の名称		株式会社TSUNAGU
介護事業者の所在地		名古屋市東区矢田二丁目 7番29号
介護事業所の名称		ケアマネジメントつなぐ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市東区矢田二丁目 7番29号
	新	名古屋市北区大曽根一丁目 4番12号
変更年月日		令和 2年 7月 1日

介護事業者の名称		株式会社TSUNAGU
介護事業者の所在地	旧	名古屋市東区矢田二丁目 7番29号
	新	名古屋市中区東桜二丁目22番18号
介護事業所の名称		ケアマネジメントつなぐ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区大曽根一丁目 4番12号
	新	名古屋市北区城見通 3丁目 1番地の 1
変更年月日		令和 3年11月 1日

介護事業者の名称		なも介護サポート有限会社
介護事業者の所在地		愛知県津島市南本町二丁目 1番地
介護事業所の名称		居宅介護支援事業所大当郎ケアセンターまほろば
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区大当郎二丁目1108番地
	新	名古屋市中川区大当郎二丁目1501番地
変更年月日		平成31年 2月 1日

介護事業者の名称		株式会社ゆうおん
介護事業者の所在地		名古屋市港区宝神五丁目 412番地
介護事業所の名称		ケアサポートゆうおん
介護事業所の所在地	旧	名古屋市港区名港一丁目15番 4号
	新	名古屋市港区宝神五丁目 412番地
変更年月日		令和 2年11月13日

介護事業者の名称		株式会社やさしい手
介護事業者の所在地		名古屋市守山区小幡中一丁目33番 2号
介護事業所の名称		やさしい手小幡居宅介護支援事業所
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区小幡南一丁目23番 1号
	新	名古屋市守山区小幡中一丁目33番 2号
変更年月日		令和 4年 2月 1日

介護事業者の名称		株式会社そらのゆめ
介護事業者の所在地		名古屋市守山区森孝四丁目 131番地
介護事業所の名称		らいふすてーじ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区森孝二丁目 812番地
	新	名古屋市守山区森孝四丁目 132番地
変更年月日		令和 4年 1月 1日

8 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護事業者の名称		株式会社メグラス
介護事業者の所在地		名古屋市東区葵三丁目14番 3号
介護事業所の名称	旧	あんしんせいかつ内山定期巡回随時対応型訪問介護看護
	新	めぐらす定期巡回内山
介護事業所の所在地		名古屋市千種区内山二丁目16番 3号
変更年月日		令和 4年 2月 1日

9 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称		株式会社メグラス
介護事業者の所在地		名古屋市東区葵三丁目14番 3号
介護事業所の名称	旧	あんしん介護ステーションうちやま

	新	めぐらす訪問介護内山
介護事業所の所在地		名古屋市千種区内山二丁目16番 3号
変 更 年 月 日		令和 4年 2月 1日

介護事業者の名称		株式会社メグラス
介護事業者の所在地		名古屋市東区葵三丁目14番 3号
介護事業所の名称	旧	あんしん介護ステーションあおい
	新	めぐらす訪問介護葵
介護事業所の所在地		名古屋市東区葵三丁目14番 3号
変 更 年 月 日		令和 4年 2月 1日

介護事業者の名称		株式会社親孝行
介護事業者の所在地		名古屋市中川区柳森町2511番地
介護事業所の名称		株式会社親孝行訪問介護事業部
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区上脇町 2丁目 116番地
	新	名古屋市中川区大塩町 1丁目 4番地
変 更 年 月 日		令和 4年 2月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 110号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 3月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
後藤歯科医院	名古屋市北区田幡二丁目13番 9号	令和 4年 1月 1日
水谷クリニック	名古屋市中川区高杉町 103番地の 8	令和 4年 1月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
後藤歯科医院	名古屋市北区田幡二丁目13番 9号	令和 4年

		1月 1日
水谷クリニック	名古屋市中川区高杉町 103番地の 8	令和 4年 1月 1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
丹羽歯科医院	名古屋市東区葵一丁目25番 6号	令和 3年 12月 1日
後藤歯科医院	名古屋市北区田幡二丁目13番 9号	令和 4年 1月 1日
有限会社村上薬局	名古屋市熱田区伝馬二丁目16番 3号	令和 3年 10月 1日
水谷クリニック	名古屋市中川区高杉町 103番地の 8	令和 4年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 111号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 3月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅介護支援事業

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
医療法人真晴会 名古屋市中川区石場町 4丁目 51番地	夢殿介護支援サービス 名古屋市中川区横堀町 1丁目 31番地の 2	令和 4年 1月 16日
株式会社ハルス 名古屋市守山区茶臼前 5番10 号	ケアプランはるす喜多山 名古屋市守山区茶臼前 5番10 号	令和 3年 8月 31日
合同会社アリスの森 名古屋市天白区平針一丁目 1901番地	桃李居宅介護支援事業所 名古屋市天白区原一丁目1712 番地	令和 4年 2月 28日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 112 号

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

地方税法（昭和25年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供します。

令和 4 年 3 月 15 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧期間

令和 4 年 4 月 1 日から同年 5 月 2 日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。

2 縦覧時間

午前 8 時45分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時15分まで

3 縦覧場所

土地又は家屋の所在する区を所管する市税事務所並びに土地又は家屋の所在する区の区役所及び支所

名古屋市財政局税務部固定資産税課

名古屋市告示第113号

建築協定書の縦覧

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定により、建築協定書の提出がありましたので、同法第71条の規定により公告するとともに、次のとおり関係人の縦覧に供します。また、同法第72条第1項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により公告します。

令和4年3月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定の名称

愛知県産業労働センター・名古屋クロスコートタワー地区建築協定

2 建築協定区域

名古屋市中村区名駅四丁目401番 外

3 縦覧期間

令和4年3月16日から同年4月13日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

5 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

6 意見の聴取会における聴取事項

愛知県産業労働センター・名古屋クロスコートタワー地区建築協定について

7 意見の聴取会の開催日時

令和4年4月14日（木） 午後2時00分

8 意見の聴取会の開催場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所西12E会議室（名古屋市役所西庁舎12階）

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 114号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 4年 3月16日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
加藤 美代子 名古屋市熱田区大宝二丁目 4番 5ー 705号
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
吉田 キヨ子 名古屋市港区西福田一丁目1404番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市港区西福田一丁目 307番、畑、1,240.00平方メートルの内300.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 賃借権
 - (2) 内容 畑として使用
 - (3) 存続期間 令和 4年 5月 1日から令和 7年 4月30日まで
 - (4) 借賃 4,500円
 - (5) (4)の支払い方法 毎年 6月末日までに口座振込
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
なし
 - (2) 農作業従事者の状況
農業従事日数： 150日、農業従事者： 1人

(3) 農機具の保有状況

耕運機： 1、草刈機： 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 115号

久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）公募設置等計画の変更の認定

都市公園法（昭和31年法律第79号）第 5条の 6第 1項の規定により、次のとおり公募設置等計画の変更について認定をしましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条の 5第 2項の規定により、次のとおり公示します。

令和 4年 3月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 認定計画提出者

三井不動産株式会社

2 変更の認定をした日

令和 4年 3月16日

3 認定の有効期間

令和 4年 3月17日から令和20年 2月28日まで

4 指定した公募対象公園施設の場所

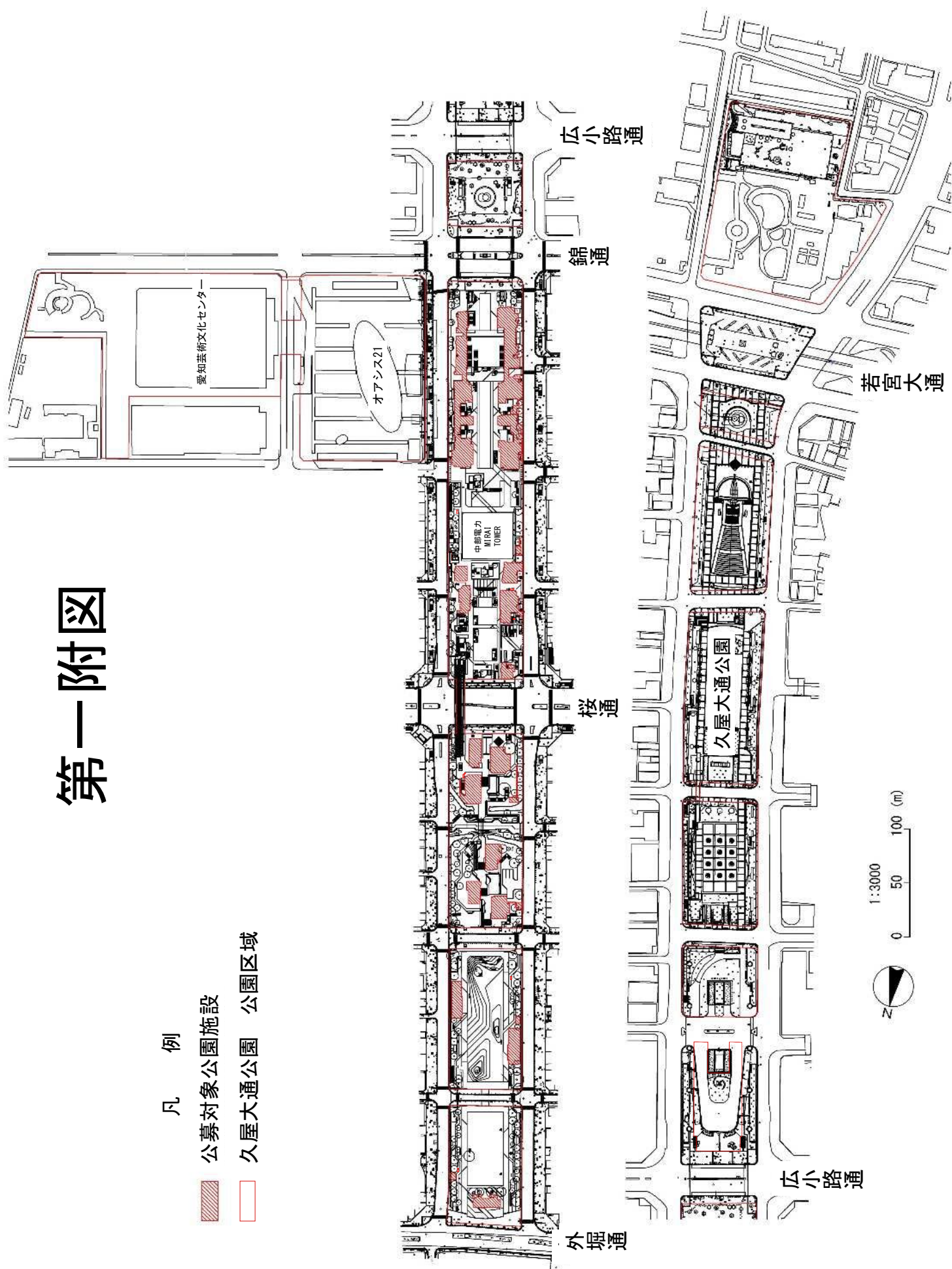
公園名	公園の位置	公募対象公園施設の位置
久屋大通公園	中区丸の内三丁目、錦三丁目、栄三丁目、大須四丁目、東区東桜一丁目	第 1附図のとおり

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課

第一附图

凡 例

-  公募対象公園施設
-  久屋大通公園 公園区域



名古屋市告示第116号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和4年3月16日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
特定非営利活動法人 アスクネット	名古屋市熱田区沢下町 8番5号	令和4年3月1日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 117号

名古屋市青少年交流プラザ（分館を除く。）の臨時開館について

名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則(平成19年名古屋市規則第85号)第 2
条第 2項の規定により、次のとおり休館日に臨時に開館します。

令和 4年 3月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 臨時に開館する施設

名古屋市青少年交流プラザ（分館を除く。）

2 臨時に開館する日

令和 4年 7月19日（火）、 7月25日（月）、 8月 8日（月）、 8月15日（月）

8月22日（月）、 8月29日（月）、 9月20日（火）、10月11日（火）

令和 5年 1月10日（火）

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

名古屋市告示第 118 号

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の理事の退任の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第29条第 1 項の規定により、名古屋市下志段味特定土地区画整理組合から次の理事の退任の届出がありましたので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 3 月16日

名古屋市長 河 村 た か し

氏 名	住 所
伊 藤 誠	名古屋市守山区大字下志段味字上野山1075番地の 3

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 119号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のように有料公園施設等の供用時間を変更します。

令和 4年 3月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 公園の名称

東山公園

2 供用時間を変更する日

令和 4年 3月23日

3 変更内容

有料公園施設等の名称	変更前の供用時間	変更後の供用時間
動植物園 (一部区域を除く。)	午前 9時から 午後 4時30分まで	午前 9時から 午後 7時まで
植物園東駐車場 上池駐車場 星が丘駐車場 緑橋下駐車場（東山公園）	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 7時30分まで
展望塔前駐車場（東山公園） (有料公園施設として供用 する場合に限る。)	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 7時まで
展望塔前駐車場（東山公園） (有料公園施設として供用	午後 5時から 午後 9時30分まで	午後 7時から 午後 9時30分まで

する場合を除く。)		
-----------	--	--

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市告示第 120号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のように有料公園施設等の供用時間を変更します。

令和 4年 3月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 公園の名称

東山公園

2 供用時間を変更する日

令和 4年 4月 2日から同月10日まで

3 変更内容

有料公園施設等の名称	変更前の供用時間	変更後の供用時間
動植物園 (一部区域を除く。)	午前 9時から 午後 4時30分まで	午前 9時から 午後 7時まで
植物園東駐車場 上池駐車場 星が丘駐車場 緑橋下駐車場（東山公園）	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 7時30分まで
展望塔前駐車場（東山公園） (有料公園施設として供用 する場合に限る。)	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 7時まで
展望塔前駐車場（東山公園） (有料公園施設として供用	午後 5時から 午後 9時30分まで	午後 7時から 午後 9時30分まで

する場合を除く。)		
-----------	--	--

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市告示第 121号

有料公園施設等の供用月日の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 4年 3月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

ガーデンプラザ（荒子川公園）

2 変更内容

令和 4年 3月28日（月）及び同年 4月 4日（月）を供用する日に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 122号

有料公園施設等の供用月日の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 4年 3月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

白鳥庭園、同庭園本館及び駐車場（白鳥公園）

2 変更内容

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで第 3水曜日（その日が祝日法による休日に当たるときは、第 4水曜日）を供用する日に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市教育委員会告示第4号

教育委員会定例会の開催について

令和4年3月23日午後3時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和4年3月17日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について

名古屋市博物館処務規則の一部を改正する規則案について

名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則案について

名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則案について

教育長等専決規則の一部を改正する規則案について

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則案について

名古屋市立高等学校の管理運営に関する規則及び名古屋市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について

名古屋市立高等学校学則及び名古屋市立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則案について

名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について

名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について

不登校未然防止及び不登校児童生徒支援の方策の策定について

名古屋市博物館の魅力向上基本計画の策定について

名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会委員の委嘱について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和 4年 3月14日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1546号	㈱長沼水道工業所 愛知営業所	長沼 岳史	愛知県小牧市大字野口 248番地34	令和 4年 2月16日
第1547号	㈱総和プラント	鶴谷 良成	東京都文京区小日向四丁目 5番16号 ツインヒルズ茗荷谷 3階	令和 4年 2月16日
第1548号	雄賀設備	日江井 孝司	名古屋市中村区日ノ宮町 3丁目64番地の1	令和 4年 2月16日
第 927号	菊住設備	丹羽 国男	名古屋市南区菊住一丁目 1番22号	令和 4年 2月28日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和 4年 3月14日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 927号	(有)菊住設備	丹羽 国男	名古屋市南区菊住一丁目 1番22号	令和 4年 2月28日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和4年3月14日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1484号	㈱愛水設備	山岡 正征	愛知県一宮市高田字前田56番	令和4年2月16日
第1546号	㈱長沼水道工業所 愛知営業所	長沼 岳史	愛知県小牧市大字野口248番地34	令和4年2月16日
第1548号	雄賀設備	日江井 孝司	名古屋市中村区日ノ宮町3丁目64番地の1	令和4年2月16日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

令和4年3月14日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第927号	(有)菊住設備	丹羽 国男	名古屋市南区菊住一丁目1番22号	令和4年2月28日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 4年 3月18日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

令和 4年 3月22日（火）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第17号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第18号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第19号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第20号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第21号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について

第22号議案 農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について

第23号議案 名古屋市農業委員会事務局規程の一部改正について

第24号議案 名古屋市農業委員会農地関係事務処理要領の一部改正について

名古屋市農業委員会事務局農政課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を令和 4年 3月18日懲戒処分に付した。

令和 4年 3月18日

名古屋市教育委員会

所属及び補職名	処分の内容	処分理由
市立学校教諭	懲戒免職	地方公務員法第29条第 1項第 1号 及び第 3号
市立学校教諭	懲戒免職	地方公務員法第29条第 1項第 1号 及び第 3号